



2023年3月8日(水)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

ゼロゼロ融資の債務負担軽減

コロナ借換保証制度

ゼロゼロ融資の返済が2023年から本格化

新型コロナウイルス感染症の拡大で売上が減った企業を支援するための融資で、実質無利子・無担保で融資が受けられたことから「ゼロゼロ融資」と呼ばれた支援策は2022年9月に終了しています。

ゼロゼロ融資を受けた場合の据置期間は5年以内ですが、3年前後で設定した中小企業が多いようで、2023年夏ごろから返済が本格化すると見られています。

しかしながら現況を鑑みると、コロナの影響の長期化だけでなく、原材料費高騰での物価高など、多くの中小企業が厳しい状況にある中、積みあがった債務の返済負担は重くのしかかっています。

国は一定の要件を満たした中小企業者が金融機関との対話を通じた「経営行動計画書」を作成した上で、金融機関の伴走支援を受けることを条件にした、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる「コロナ借換保証制度」を2023年1月10日より開始しています。この制度は2021年4月1日より開始された「伴走支援型特別保証制度」の適用要件を緩和したものとなっています。概要や要件を確認してみましょう。

コロナ借換保証制度の概要

保証限度額：1億円(民間金融機関のゼロゼロ融資上限額である6,000万円を上回る額)

保証期間：10年以内

据置期間：5年以内

金利：金融機関所定

保証料(事業者負担)：0.2%等(補助前は0.85%等)

その他：100%保証の融資は100%保証での借換えが可能

金融機関の協力が必要です

コロナ借換保証の適用要件は、

セーフティネット4号か5号の認定

売上高が5%以上減少

売上高総利益率/営業利益率が5%以上減少

のいずれかです。

また、上記適用要件に加えて、金融機関による継続的な伴走支援と経営行動計画書の作成が要件となっています。



現状コロナ関連の支援策は、継続・終了・創設されたものと様々です。まずはご相談を。